

## 資料②

### 三山園のあり方に関する第1号委員（学識経験者）の意見について

#### ①徳永委員

- ・利用者がいるため廃止の選択肢はない。
- ・現時点でも利用率が高く、また、現実的には達成困難と思われる加算の取得等による増収を見込んだ財政再建案によっても赤字が生じるため公設公営での赤字脱却は難しい。
- ・三山園は特別養護老人ホームとしての役割は果たしているものの、他の民間の施設と比較して特別な役割を果たしているとは言い難いことから、分賦金を運営経費に投入し続けるだけの意義や必要性があるとは言えないと思う。

⇒公設公営を維持していくより、指定管理や民営化という選択肢になってくるであろうと考える。

- ・指定管理や民営化の場合、利用者の負担額が大きくなるが公設公営で低廉な料金が民間施設と同等の料金体系となるに留まり、民間施設より高額な料金にならないため許容される範囲であると思う。
- ・約6億円の大規模修繕費用やその後の継続的な数百万円単位の改修費用を考えると、指定管理の選択肢も考えにくい。

⇒これらの条件を踏まえると民営化が望ましい。

#### ②西尾委員

- ・現実的に公設公営は難しく、また三山園の機能は必要であるため廃止もないとすると、民営化か指定管理になると思う。
- ・介護保険制度の趣旨を踏まえると民営化で考えるべきであるが、三山園の機能をどれだけ残せるのかという議論は必要かと思う。残したい機能を残した上で受けられる民間があれば民営化が望ましいが、それが民間では難しいとなった場合に公費負担を投入する指定管理を検討すべきかと思う。

### ③ 綱島委員

- ・ 公設公営、廃止は難しいため、指定管理または民営化が望ましい。
- ・ 指定管理はおよそ5年ごとの業者選定があること、大規模改修費用や今後の修繕費用を行政が負担することから難しい。

⇒民営化が現実的である。

- ・ 民営化するのであれば、法人にメリットあるような条件付けをしないと手を挙げる法人を探すのが難しいと思う。
- ・ 行政側から見ると措置入所ができるかどうか大きい問題であるが、現状で民間施設でも措置入所を受け入れている現状を踏まえると問題ないと思う。

⇒民営化が望ましい。

### ④ 鈴木委員

- ・ 以下の理由により民営化が望ましいと考える。
- ・ 廃止は、入所者が不安定な状況に置かれるため選択肢から除くべきと考える。
- ・ 指定管理・公設公営については、公費を投入して残さなければならない機能がある場合に考えるべきである。現状の三山園にはその機能が希薄であること及びその機能が公設施設の無い地域では民間施設に吸収されていることを踏まえると公費を投入することは難しいと考える。
- ・ 損失の補填に公費を投入することはイコールフィッティングに反する状況にあると考える。

### ⑤ 鏡会長

- ・ 介護報酬と利用者の負担で運営をしていく介護保険施設に公費を投入すること、それが続いていたことに違和感がある。
- ・ 今の三山園においては公設施設でなければならないという理由が見出しにくい。
- ・ 公費による財政負担は多くの市民の方々の負担になること、他の事業者に対しても公設施設のみ財政的な利便性を得られるのかということがなかなか説明しにくい状況があることなどを総合的に勘案すると、民営化という選択肢が一番適当ではないかと思う。